

関連施策（機構集積協力金）

農地中間管理機構（事業）を活用した地地域の皆さんには、交付要件を満たせば、国（県）から市町を通じて協力金・奨励金が交付されます。

1 地域集積協力金

(1) 交付対象地域

地域計画の策定地域内等において、機構を活用（農作業受委託を含む）して農地の集積・集約化に取り組む地域。

(2) 交付要件

次の①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 農地中間管理事業の活用面積が一定以上（地域の農地面積の80%以上（中山間地域は60%以上））であること。
- ②-1 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。
- ②-2 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積が10%以上増加すること。
- ③ 農地中間管理機構に団地として農地を貸し付けること（農地中間管理機構への貸付総面積のうち10%以上が1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地）

(3) 交付単価

○一般地域（機構活用率）

区分1（活用率80%超）：2.8万円/10a

○中山間地域（機構活用率）

区分1（活用率60%超80%以下）：2.8万円/10a

区分2（活用率80%超）：3.4万円/10a

※過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取り組む場合に交付

2 集約化奨励金

(1) 交付対象地域 1(1)に同じ

(2) 交付要件

地域の農地面積に占める団地面積が10%以上増加する必要があります。

- ① 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積
- ② 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積

(3) 交付単価

区分1（団地面積割合10ポイント増）：1.0万円/10a

区分2（団地面積割合20ポイント増）：3.0万円/10a

お問い合わせ先（TEL）

農地中間管理機構 公益財団法人三重県農林水産支援センター 0598-48-1228

県庁 農林水産部 担い手支援課 059-224-2133

県事務所：農地中間管理事業推進チーム

桑名農政事務所地域農政課 0594-24-7421 伊勢農林水産事務所地域農政課 0596-27-5164

四日市農林事務所地域農政課 059-352-0629 伊賀農林事務所地域農政課 0595-24-8108

津農林水産事務所地域農政課 059-223-5102 尾鷲農林水産事務所地域農政課 0597-23-3498

松阪農林事務所地域農政課 0598-50-0515 熊野農林事務所地域農政課 0597-89-6122

農地中間管理機構（農地中間管理事業） を活用しよう！

農地の権利移動は、原則農地中間管理機構経由になりました！

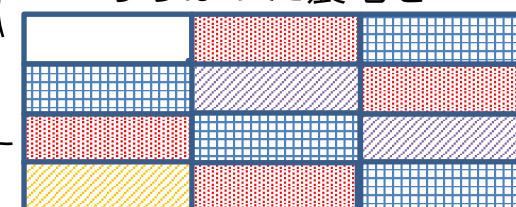
農地集約のイメージ



地域計画に基づく権利移動

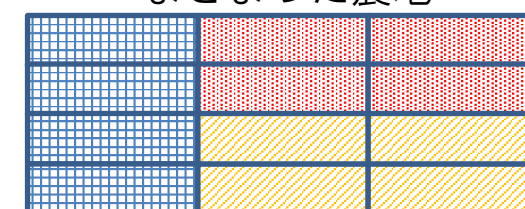


ちらばった農地を



集約化

まとまった農地へ



農地中間管理機構

『農地を貸したい人から借り受け、
農地を借りたい人に貸し付けます！』

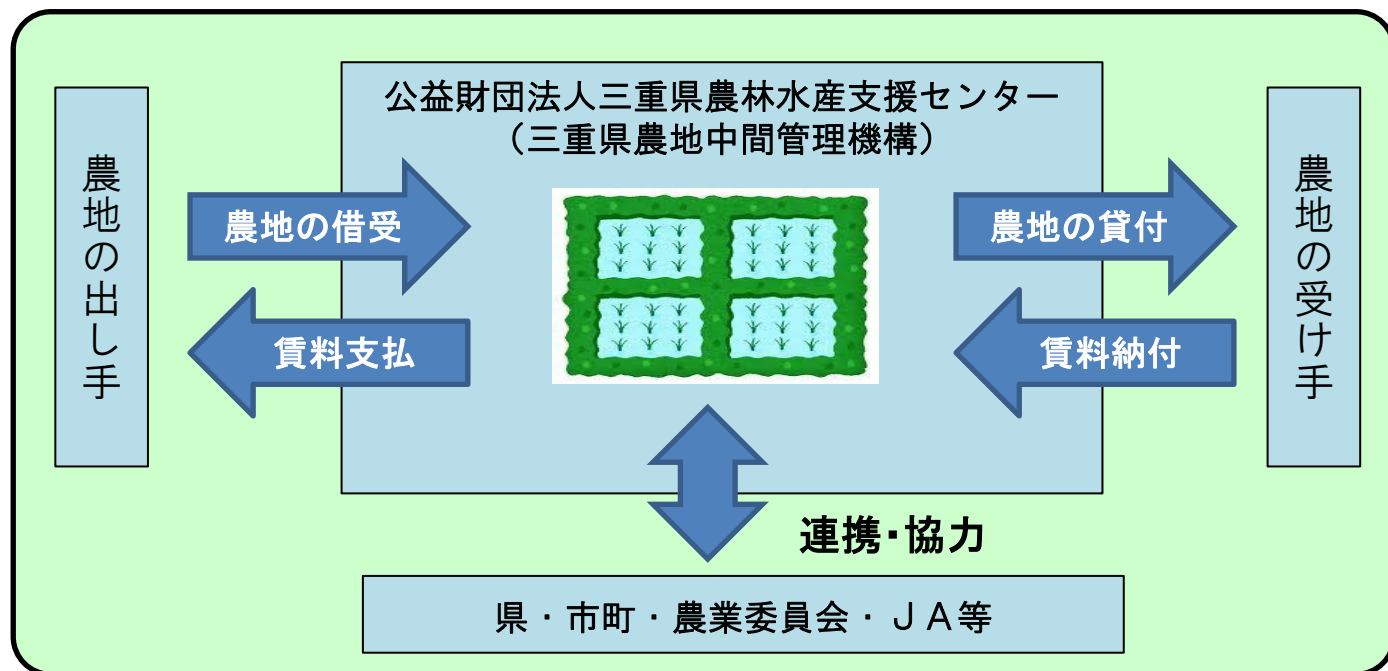
令和7年4月

公益財団法人三重県農林水産支援センター
（三重県農地中間管理機構）

農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業は、都道府県知事が指定する農地中間管理機構が、農地を貸したい人から借り受け、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手等に対して、まとまりのある形で貸付する事業です。

農地中間管理事業の仕組み等



賃料は、毎年度9月末日における契約分を12月下旬に出し手に支払います。受け手には11月初旬頃に請求します。

賃料は物納（主食用玄米に限る。）も可能です。物納の場合は、受け手から出し手に直接納付していただきます。機構には完了報告書を提出いただきます。

また、使用貸借（無償貸借）の場合も当事業を利用できます。

農地中間管理事業のメリット

【出し手のメリット】

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です。再貸付も可能です。
- 固定資産税、相続税、贈与税の優遇措置が適用される場合があります。

【受け手のメリット】

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できます。
- 複数の所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が一本にまとめます。
- 出し手の相続時の対応は、農地中間管理機構が行います。

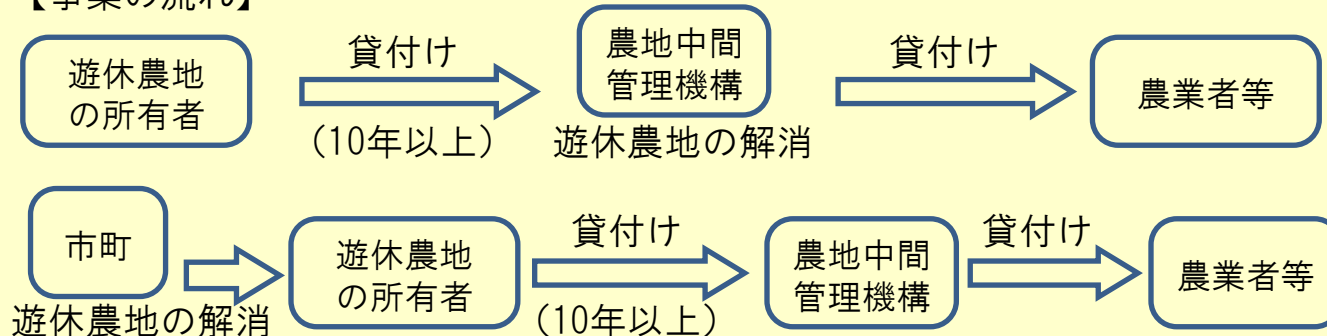
【地域のメリット】

- 要件を満たせば機構集積協力金が交付されます（使い道は地域で自由に決定）。
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる場合があります。

関連施策（遊休農地解消対策事業）

農地中間管理機構や市町による簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

【事業の流れ】



【対象となる遊休農地】

地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地

【交付要件】

農地中間管理機構に10年以上農地を貸し付けること。

【交付単価】

10a 当たり最大43,000円

【対象経費】

遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費

① 草刈り ② 徐礫 ③ 伐根(※) ④ 耕起・整地

⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は対象外

関連施策（農地中間管理機構関連農地整備事業）

農家負担ゼロで基盤整備を実施できます。

【主な事業の実施要件】

- ① 農地中間管理権の期間が15年以上の農地であること。
- ② 事業の対象となる面積が10ha（市町が事業を行う場合と中山間地域の場合は5ha）以上であること。
- ③ 事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に生産性を20%以上向上させること。

【事業費の負担割合】

